

川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領

（平成20年3月18日決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による市が発注する建設工事請負契約等に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 事後審査型入札の対象は、建設工事請負契約並びに建設工事に係る設計・調査及び測量等の委託契約とし、電子入札システムにより一般競争入札に付する建設工事等のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う建設工事等として市長が指定したものとする。

（入札参加資格）

第3条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。
 - (5) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号。以下「規程」という。）に基づく川越市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事等に対応する業種で登載されている者であること。
 - (6) 公告日から落札決定までの期間に、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日市長決裁。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置及び川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月1日市長決裁。以下「暴力団措置排除措置要綱」という。）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、建設工事等の種類、規模等により案件ごとに入札参加資格を定めることができるものとする。

（入札の公告）

第4条 入札の公告は、電子入札システム及び川越市ホームページに掲示して行うものとする。

（設計図書等）

第5条 設計図面、仕様書、特記仕様書及び入札金額の見積りに必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、原則電子入札システムに掲載されたものをダウンロードすることにより配布するものとする。ただし、電子入札システムによる配布が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は公告において指定するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

（入札参加）

第6条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、当該入札に参加することができる。

（入札保証金）

第7条 事後審査型入札における入札保証金は、免除とする。

（入札金額内訳書）

第8条 入札参加者は、入札時に入札金額内訳書を提出しなければならない。

（入札の辞退）

第9条 入札辞退の取扱いに関しては、川越市電子入札運用基準に定めるところによるものとする。

（入札の無効）

第10条 契約規則等に定めるもののほか、以下の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 不備のある入札金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 明らかに入札参加資格を満たしていない者がした入札
- (7) 設計図書等の配布が貸出しとなっている場合において、貸出しを受けなかった者による入札

（落札候補者の決定等）

第11条 事後審査型入札において、予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 同額の入札をした者が二者以上いる場合は、くじにより落札候補者の審査順位を決定する。

- 3 落札候補者が決定した場合は、当該落札候補者に対して速やかに、様式第1号により、落札候補者決定の通知を行うものとする。
- 4 落札の決定は、第14条の入札参加資格の有無が決定するまで保留するものとする。

（入札参加資格の審査に必要な書類の提出）

- 第12条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札した者に対し、入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）及び公告において指定した入札参加資格等確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出を求めるものとする。
- 2 前項の書類は、前条第3項に規定する通知書の通知日から起算して原則として2日（川越市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、持参又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出しなければならないものとする。
 - 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料等を提出しないとき又は入札参加資格の審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
 - 4 前項の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、入札参加停止要綱に係る警告手続等の措置を講じるものとする。

（入札参加資格の審査）

- 第13条 市長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。
- 2 前項の審査は、入札書、入札金額内訳書、確認資料等により行うものとする。
 - 3 第1項の審査は、前条第2項に規定する確認資料等の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
 - 4 第1項の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第3号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

- 第14条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。
- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者のした入札を無効とし、その者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

（落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合の手続）

- 第15条 市長は、前条第2項及び第3項の規定により落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合（この項の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札

候補者を決定する。この場合における落札候補者の決定及び入札参加資格の審査並びに落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定の手続については、第 11 条から前条までの規定を適用する。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

- 第 16 条 入札参加資格不適格通知書を受けた者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、第 14 条第 2 項の通知の日の翌日から起算して原則として 3 日（休日を除く。）以内に、入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第 5 号）を持参することにより行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として 10 日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第 6 号）により回答するものとする。
- 4 第 2 項の苦情の申し出は、第 14 条第 1 項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

- 第 17 条 契約保証金の納付、減免並びに還付については、契約規則の規定によるものとする。
- 2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により還付しないものとする。

（その他）

- 第 18 条 この要領に特別の定めがない事項は、契約規則、川越市競争入札等参加者心得、川越市電子入札運用基準等の定めによるものとする。
- 2 確認申請書等に虚偽記載した場合又は明らかに入札参加資格がないにもかかわらず入札に参加した場合は、入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。